

年末年始の火災予防

12月29日(日)～令和7年1月3日(金)に消防車両で火災予防の巡回広報を行います。

すべての住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。早期に火災に気づき「無事に避難できた」という事例も多くあり、逃げ遅れをなくすために有効です。未設置の家庭は一日も早く設置をしましょう。

冬は、暖房器具を使用する機会が増えることから、火災の発生が懸念されます。家族が集まる年末年始に火気の取り扱い、避難方法の確認、住宅用火災警報器の設置、点検を行い、火災予防の意識を高めましょう。

消防本部 予防課

☎782・5330

冬の交通事故防止運動

12月11日(水)～20日(金)まで「冬の交通事故防止運動」が実施されます。

スローガン

「冬の道ゆとりとマナーで安全運転」

運動の重点

・横断歩行者の交通事故防止

～渡るよサインの活用～

- ・冬道の安全走行
- ・飲酒運転の根絶

「ハンドルキーパー運動」にご協力ください

飲酒運転は、重大な犯罪です。道路交通法では、飲酒運転のドライバーに酒類を提供した人も処罰の対象になります。

自動車仲間と飲食店に行く場合は、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決めて、その人が仲間を自宅まで送り届ける「ハンドルキーパー運動」を実践するなど、「飲酒運転を絶対しない」、させない、許さない」を徹底し、お酒を飲む人、提供する人が協力して飲酒運転を根絶しましょう。

環境交通課

☎773・6666



飲食店訪問活動

下水道を正しく使いましょう

下水道を正しく使わないと、排水管が詰まって汚水があふれるなどのトラブルが発生する原因になります。

水に溶けないものを流さない

水に溶けない紙類(除菌シートやウエットティッシュなど)やタオルなどを流すと、排水管やポンプの詰まりの原因になります。

食用油などを流さない

天ぷら油などの食用油は排水管の詰まりの原因になります。紙や布に吸わせるか、凝固剤を使って燃えるごみで出しましょう。

食用油に限らず灯油なども汚水の処理に影響が出ますので、下水道には流さないでください。

※各庁舎で毎月第4木曜日に、不燃ごみ処理施設では日曜日・祝日の午後と1月1日～3日を除く日に廃天ぷら油の回収を行っています

グリストラップの清掃は定期的

飲食店などには、油分を分離させるグリストラップが設置されています。グリス

トラップの清掃が不十分だと、下水道管が詰まり、清掃代など原因者の負担になることがあります。グリストラップは定期的に清掃しましょう。

汚水マスのふたや排水管の破損に注意

敷地内の汚水マスのふたなどの破損をそのままにしておくと、雨水や異物の流入、詰まりや事故などの原因になります。

特に冬期間は、大量の雪解け水や消雪パイプの水が下水道に流入する可能性があります。汚水マスのふたなどの破損を見つけたら、指定工事店か下水道課にご相談ください。



ひび割れて交換が必要な汚水マスのふた

下水道課

☎774・2740

文化・スポーツ

令和6年度スポーツ振興くじ助成金の活用

市では、スポーツ振興くじ助成金を活用して、計画的なスポーツ施設の整備や改修を行っています。

今年度は、大原運動公園多目的グラウンドの照明設備工事を行いました。

総事業費 3,520万円

助成額 1,600万円

生涯スポーツ課

☎773・6630

スポーツくじ



大原運動公園多目的グラウンド